

## 理由書

万田ヶ字都地区は、平成13年の市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の随時見直しにより、組合施行の土地区画整理事業区域及びその周辺区域を市街化区域に編入するとともに、用途地域（第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域）の都市計画決定を同年8月31日に行った。

その後、同年9月に組合は設立されたものの、業務代行者の選定に至らず、今後の事業の進展がないとの理由から、平成21年6月30日に当組合は解散したところである。

このことにより、計画的な市街化の見込みのない土地の区域となったことから、今後の無秩序な市街化を抑制し、市街地周辺の丘陵部である当地区的良好な自然的環境を保全するため、市街化調整区域に編入するとともに、用途地域を廃止するものである。